

# 一般社団法人荘内酒井歴史文化振興会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人荘内酒井歴史文化振興会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を山形県鶴岡市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域の貴重な歴史的、文化的資源を活かして市民の教育、学術及び文化の振興を図り、心豊かな潤いのある地域社会の創造に寄与するとともに、魅力ある文化交流拠点を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史、芸術及び文化の活動拠点の運営に関する事業
- (2) 芸術活動及び文化活動の創造、支援並びに鑑賞機会の提供に関する事業
- (3) 教育機関、学術機関その他関係機関との連携及び教育普及に関する事業
- (4) 図書、記録及び資料の収集、保管、調査研究、公開展示並びに利用に関する事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

(加入)

第6条 当法人の目的に賛同し、加入した者を社員とする。

- 2 法人成立後社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡又は社員である団体の解散
- (3) 退社
- (4) 除名

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員の除名については、当法人の社員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の決議により除名することができる。この場合は除名した社員にその旨を通知するものとする。

(社員名簿)

第10条 当法人は社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 会 員

(会員、入会及び種別)

第11条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
- 3 当法人の会員は、次の2種とする。
  - (1) 特別賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した法人その他の団体、個人
  - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した法人その他の団体、個人

(会費)

第12条 特別賛助会員は、社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の会費は、返還しないものとする。

(会員の資格喪失)

第13条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総社員の同意
- (3) 死亡又は会員である団体の解散
- (4) 退会
- (5) 除名

(退会)

第14条 特別賛助会員及び賛助会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

第15条 会員の除名については、当法人の会員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の決議により除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知するものとする。

(会員名簿)

第16条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

## 第4章 社員総会

(構成)

第17条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 毎事業年度の事業計画及び収支予算
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第19条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(議決権)

第22条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項又はこの定款で定める事項

(書面決議等)

第24条 社員総会に出席できない社員はあらかじめ通知された議案について書面をもって議決権を行使すること又は代理人への委任をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項による社員は、社員総会に出席したものとし、社員総会の議決権1個を行使したものとする。
- 3 理事又は社員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面をもって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会があったものとする。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 第1項の議事録は、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

## 第5章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第26条 当法人には、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数)

第27条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 2名以内

(理事及び監事の資格)

第28条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事及び監事の任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第 30 条 当法人に代表理事 1 名を置き、理事会の決議によって選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(名誉会長)

第 32 条 当法人に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、旧荘内藩酒井家当主とする。

3 名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 名誉会長は、理事会において意見を述べるすることができる。

(顧問)

第 33 条 当法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、芸術文化その他当法人の運営等に関し、優れた識見を有する者のうちから理事会において選任し、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 顧問は、代表理事から諮問された事項について、代表理事に対し意見を述べることができる。

## 第 6 章 理事会

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 38 条 代表理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名または記名押印する。

## 第 7 章 基 金

(基金の募集)

第 40 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 131 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第 41 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 42 条 当法人は、第 49 条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金返還の手続)

第 43 条 基金拋出者に返還する基金の総額についての定時社員総会の決議に基づき、一般  
法人法第 141 条第 2 項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

## 第 8 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、  
代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。  
これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くも  
のとする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類  
を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及びその附属明細書

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書

2 前項の承認を受けた書類については、社員総会に提出し、第 1 号の書類について  
はその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類は、主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 47 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。



(解散)

第 49 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 50 条 当法人が解散をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、類似の公益目的を有する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第 51 条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。